

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和3年1月13日開催 全国地方銀行協会／

令和3年1月14日開催 第二地方銀行協会]

1. 大雪による災害に対する金融上の措置について

- 昨年12月及び本年1月の大雪による災害により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の災害に対し、新潟県、秋田県、福井県、富山県に災害救助法の適用がなされ、これを受け、関東財務局、東北財務局、北陸財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただきました。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

2. 緊急事態宣言を踏まえた事業者支援の徹底について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、1月7日に緊急事態宣言が発出された。
- 緊急事態宣言を踏まえて、7日に、金融担当大臣より、緊急事態宣言下での金融機関の対顧客業務について、緊急事態宣言対象区域に限らず、感染拡大防止に最大限努めていただくとともに、店舗を開いて、事業者の資金繰り支援を始め、必要な業務を継続するよう、要請等させていただきました。金融機関においては、こうした大変な状況下であるが、引き続き、感染拡大防止と必要業務の継続に努めていただくようよろしくお願いしたい。
- 緊急事態宣言の発出に伴い、飲食業、旅館を含む宿泊業など、営業時間短縮や移動制限等の影響を直接に受ける事業者や、これら事業者に納入する事業者の売上減など、様々な影響が予想される。
- 金融機関においては、これまで、事業者支援等に多大なご協力をいただいていたところであるが、

- ・ 宣言発出により影響を受ける様々な顧客の資金・事業の状況について、営業担当者による聞き取りや、窓口への相談等の様々な手立てで顧客の声を主体的に把握できるようアンテナを高く張り、どのような支援策が有効なのかを的確に判断すること、
- ・ これにより、新規融資・条件変更等の資金繰り支援や、資本金劣後ローン等も活用した本業支援など、それぞれの顧客の事情・ニーズに合った支援策を適時適切に講じること、
- ・ 据置期間が到来する貸出については、据置期間の延長等の措置を講じるなど、返済猶予等に柔軟に対応すること、
- ・ また、併せて、顧客から寄せられる相談・苦情等を迅速に把握・分析し、顧客対応等に課題が認められる場合は直ちに改善を図ること、

など、従前要請してきた支援の再徹底について、改めてお願いしたい。

- 金融庁としても、宣言発出による地域経済への影響等について、注視していきたいと考えており、金融機関の皆様から地域経済の状況等について伺うこともあると思うが、引き続きご協力いただきたい。

3. 各国の新型コロナウイルス感染症への対応について

- 1月7日以降、一部地域を対象に緊急事態宣言が発令されたが、諸外国においても再度ロックダウン措置を取る国があるなど、世界的に新型コロナウイルス感染症が再び拡大傾向にある。こうした中、国際的には、英国でコロナ対応融資スキームが本年3月まで延長されたほか、米国で昨年12月に成立したコロナ対応の経済対策（第4弾）において、給与保護プログラム（PPP: Paycheck Protection Program）へ追加予算措置が取られるなど、コロナ対応措置を延長する動向も見られる。
- 一方で、欧米ではワクチン接種が開始されている中、今後いずれかのタイミングでは、コロナ対応の臨時措置の終了を見据え、出口戦略の課題等について国際的にも議論が進展すると考えている。非常に難しいが、重要な課題であるので、コロナ後の社会の構造変化や中長期的な経済成長への影響も見据え、国際的に協調しながら議論を進めたい。

4. 緊急事態宣言下における金融モニタリング

- 緊急事態宣言の発出を受け、金融モニタリングについては、各金融機関の出勤制限などの事情や、各自治体独自の方針など地域の事情を十分に考慮した上で、実施の可否・手法を判断する。
- 実施する際には積極的にリモートを活用することとし、金融機関の了承を得た上でやむを得ず対面で行う場合には、感染防止対策を徹底する。

5. 外部専門家による金融庁モニタリングの品質に関する評価の実施について

- 外部専門家（コンサルタント）による、金融機関へのアンケート等を通じたモニタリングの品質評価を、平成 29 事務年度から毎年実施。
- 今回は、テーマを①日銀考査との重複感や、②コロナ禍での非対面でのモニタリングにかかる負担感などに絞って、実施する。
- この調査は、モニタリング品質管理上重要な調査であり、率直なご意見をいただきたい。

6. 「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」について

- 金融庁では、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」において、事業継続を支えられる望ましい融資・再生実務のあり方について検討を進め、昨年 12 月 25 日に、事業全体に対する担保権の導入に向けた論点を整理し、公表している。
- 論点整理で示された新しい担保権については、既存の実務を否定したり、一律の活用を求めたりするものではなく、あくまで、各金融機関が事業そのものを評価して融資を行っていくにあたっての、新たな選択肢として検討しているものである。
- 今後、法務省・法制審議会への問題提起などを通じて、法改正の議論に貢献していきたいと考えている。事業者支援を進めやすくなるような環境を

整えていくために、金融機関の皆様からも、実務の観点から、ご意見を頂戴していきたい。今後、担当者レベルでのご説明の場も持たせていただく予定であり、その際にも活発な意見交換をお願いしたい。

7. 先導的人材マッチング事業について

- 地域金融機関等が、職業紹介事業者等と連携して経営人材等のマッチングを行う取組を支援する「先導的人材マッチング事業」については、内閣府地方創生推進室により、令和2年度第3次補正予算案として10億円が計上されており、来年度も同事業が実施される予定である。
- 本事業については、内閣府において、今月より対象事業者の募集及び選定作業が行われると聞いており、今後、申請手続き等が明らかにされた際には、関心をお持ちの地域金融機関におかれては、積極的な活用をご検討いただきたい。
- また、本事業と、昨年12月の意見交換会でもご説明申し上げた「地域企業経営人材マッチング促進事業」とを組み合わせでご活用いただくなど、引き続き人材マッチングの取組を推進していただきたい。

8. ノウハウ共有プロジェクトについて

- 金融庁では、金融機関による事業者支援の環境整備・側面支援として、地域や組織を越えて事業者支援のノウハウや知見が共有されるための取組を支援していくこととしており、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部と連携して創設する、事業者支援ノウハウ共有サイトについて、トライアルに参加いただける金融機関を、先月22日まで公募させていただいた。
- この結果、45機関122名の応募、地域銀行では計19機関55名の参加表明をいただき、大変感謝申し上げます。事業者支援ノウハウ共有サイトについては、今月から3月までのトライアル期間を経て、今春に本格稼働を予定しており、活用しやすいものにしていきたい。
- 金融庁として、実務的な知見やノウハウの共有が、現場の職員の方の事業

者支援への実践につながるように支援してまいりたいと考えており、引き続き連携をお願いしたい。

9. Regional Banking Summit (Re:ing/SUM) の開催について

- 先般ご案内したとおり、昨年 12 月 20 日、今年度最後となる「Regional Banking Summit (Re:ing/SUM)」(※) を広島にて開催した。
(※) Re:ing/SUM は、地域金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、多様な関係者が議論するイベント
- 今回は、新型コロナウイルスの感染が再拡大している状況を踏まえ、ライブ配信のみとしたが、当日の視聴者数は延べ約 4,500 人と、前回同様、金融機関の関係者をはじめとして、多くの方にご視聴いただいた。
- 金融庁としては、本サミットの議論をきっかけとして、地域経済と地域金融の共通価値の創造につながる令和新時代の取組が、各地で生まれていくことを期待している。当日の様子は、日経チャンネルにてアーカイブ配信されており、まだご覧になっていない方も是非ご視聴いただきたい。

10. ドコモ口座等を通じた不正出金事案を踏まえた「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等改正案のパブコメ開始等について

- 昨年 12 月 25 日、ドコモ口座等を通じた不正出金事案を受け、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正案のパブリックコメントを開始した。各金融機関からもコメントやご意見をいただいた。ご協力に感謝したい。
- 改正案では、資金移動業者等が提供する決済サービスと預金口座とを連携する際における、連携先と協力したサービス全体のリスク評価の実施、連携時における実効的な要素を組み合わせた多要素認証などの不正防止策の実施、補償方針の策定・周知、相談態勢の整備等について求めており、パブリックコメント実施期間終了後、寄せられたコメントを踏まえた調整を行った上で、速やかに施行したいと考えている。

- 各金融機関においては、全国銀行協会の『資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン』を踏まえ、既に対応に取り組んでいると認識しているが、今後、サービスを提供し、また、一時停止しているサービスを再開するにあたっては、資金移動業者等とも十分に連携の上、その内容を十分踏まえた対応を着実に履行していただく必要があると考えている。
- また、リスク分析、リスク軽減策の策定・実施、当該軽減策の評価・見直しからなるPDCAサイクルを回していくことも重要であると考えており、顧客利便性の向上及びセキュリティの確保といった観点を踏まえ、適切な業務運営に取り組んでいただきたい。

11. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

- 今般、F A T Fは、本年2月に予定していた対日相互審査の結果に関する議論について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、更に延期し、6月の全体会合で行う旨を公表。
- F A T F対日相互審査については継続して行われており、金融庁では日本のマネロン対策等が適正に評価されるよう対応していく。
- 各金融機関におかれては、リスクベース・アプローチに基づいたマネロン・テロ資金供与対策に、一層取り組んでいただきたい。

12. 中央銀行総裁・監督当局長官グループによるプレスリリースについて

- 昨年11月末、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループにより、バーゼル委の活動内容の見直しの基本方針が承認された。
- 具体的には、
 - ・ 世界金融危機後の対応としてのバーゼルⅢの策定に終止符を打つこと、
 - ・ バーゼルⅢ関連の今後の活動は、①各国におけるバーゼルⅢの実施状況のモニタリングや、②バーゼルⅢの有効性に関するエビデンスに基づいた

評価作業を焦点とすること、

- ・ また、銀行システムにおける潜在的なリスク・脆弱性に対処するため、バーゼル委は、低金利環境を含む銀行セクターにおける構造的な変化や、金融のデジタル化、及び気候関連金融リスクといった、新たな課題に注力していくこと、

などが合意された。

- 金融庁としては、皆様との意見交換等を通じながら、引き続き、こうした国際的な議論に積極的に参画していく。

13. 最終化されたバーゼルⅢの国内実施に関する規制方針案

- 昨年12月24日に、「最終化されたバーゼルⅢの国内実施に関する規制方針案」を公表。
- バーゼルⅢ最終化の国際合意については、本邦では2023年3月期からの実施を予定しており、国内実施に向けた告示改正案については、本年6月までを目途にパブリックコメントに付す予定。

14. サステナブルファイナンスに係る国際的な動向について

- 本年は、11月に英国で開催される気候変動枠組条約締約国会議（COP26）に向けて、各国における気候変動対策の動きが加速するとみられる。脱炭素に向けた民間資金動員、気候関連開示の推進、金融機関の気候関連リスク管理といった観点を中心に、気候変動関連ファイナンスへの国際的な関心は今後一層高まる見込み。従前から、欧州の取組が先行していたが、米国でも、昨年秋に米国連邦準備理事会（FRB）が公表した金融安定報告書において金融安定リスクの一つとして初めて気候変動が取り上げられたほか、バイデン新政権も気候問題を主要課題と位置付け、既にパリ協定への復帰に関する文書に署名した。大統領選挙時の民主党政綱において、2050年までのネットゼロの達成、上場企業に対する気候関連リスクと温室効果ガス排出量の開示義務化を掲げていた。

- 国際的な動きが非常に速い分野であるので、金融庁としても国際的な議論の場に積極的に参加しつつ、皆さまと密接に意見交換・情報交換を行い、対応を進めていきたい。

15. サステナブルファイナンス有識者会議の設置について

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要であり、そのための課題や対応策を検討するため、有識者会議を設置し、1月21日に第1回会合を開催予定。
- 今後、①金融機関によるサステナブルファイナンスの推進、②金融資本市場を通じた投資家への投資機会の提供、③企業による気候関連開示の充実、等のテーマについて検討。

16. シンジケートローンにおけるLIBOR公表停止に向けた対応

- LIBORを参照しているシンジケートローンの対応は、一般的にはエージェント行が中心となって全貸付人の意見集約や借入人との交渉を行うと認識。
- 今後、本邦移行計画において既存契約の顕著な削減目標時期としている本年9月末に向けて、エージェント行からの具体的なアプローチが加速する見込み。
- シンジケートローンに参加している地域銀行におかれては、具体的な契約更改に係る相談が来た場合に円滑に対応を進められるよう、行内意思決定プロセスの整理や、契約書ひな型の内容整理、リスク・フリー・レートベースでの貸出に備えた事務・システム面の対応等、必要な準備を予め進めていただきたい。

17. TPP11、RCEP等を見据えた我が国企業への支援について

- わが国の通商交渉においては、近年①2018年12月にTPP(TPP11)、②2019年2月に日EU・EPA、③2020年1月に日米貿易協定及び日米デジタル貿易

協定、さらに今般④日英 EPA が発効し、⑤2020 年 11 月に RCEP（地域的な包括的経済連携）が署名される等、大きな進展があった。

- このような進展を受け、政府全体として、本邦企業の海外進出や国内産業の競争力強化等を図るため、「総合的な TPP 等関連政策大綱」を昨年 12 月 8 日に改訂したところ。
- 各金融機関におかれては、海外進出や経営改革等に動き出す企業・事業者を適切に後押しするよう、必要に応じ公的機関等とも連携しながら、海外進出や経営改革等に係る支援ニーズを的確に把握し、適切な情報提供や助言、資金提供等を行うことにより、金融仲介機能を十分に発揮していただくようよろしくお願いしたい。

（以 上）